

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

にいがたけりつむらまつこうとうがっこう
新潟県立村松高等学校

校長 傳田 秀輝

とうき じてんしや げんつき つうがく きんし 冬季の自転車・原付バイク通学の禁止と じかようしや せいと そうげい ねが 自家用車による生徒の送迎について（お願い）

りつとう こう けんしやう よろ もう あ ひごろほんこう きやういくかつどう りかい きやうりよく たまわ
立冬の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を賜
り、厚く御礼申し上げます。

あき ふか てんこう しいだい ふゆ けはい ふか こんご こうせつ ろめん どうけつ よそう ほんこう
さて、秋も深まり天候も次第に冬の気配を深くしており、今後、降雪や路面の凍結も予想されます。本校
では例年、生徒の安全と事故防止の観点から、冬季間（11月末ないし12月初から3月末まで）の間、自転車
・原付バイク通学を禁止しています。ですが近年は暖冬傾向が続き、冬期間でも降雪や路面の凍結が無い場合
もおお
も多くなっています。

そこで今年度は以下のとおりご案内いたしますので、保護者、ご家庭の皆様におかれましては、ご理解と
きやうりよく ねが
ご協力をお願いいたします。

せいと した ないよう よ あんぜん つうがく ころが
生徒のみなさんも、下の内容をよく読み、安全な通学を心掛けてください。

1 じてんしや げんつき つうがく きんし きかん よてい てんこう せきせつじやうきやう へんこう ばあい
自転車・原付バイク通学を禁止する期間（予定。天候や積雪状況により変更する場合があります）

令和6年12月4日（水）～令和7年3月31日（月）

2 ただし、じやうき つうがくきんしきかん こうせつ ろめん どうけつ あくてんこう おそ あんぜん とうこう
ただし、上記の通学禁止期間であっても、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校
できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、自転車・原付バイク通学を許可します。

3 につちゆう てんこう きゆうへん ろめんじやうきやう へんか ばあい せいと あんぜん こうりよ げこうじ じてんしや げんつき
3 日中に天候が急変し、路面状況が変化した場合は、生徒の安全を考慮し、下校時の自転車・原付
バイクの使用について、学校で指導することがあります。

くわ こんご こうせつとう てんこう あつか がっこうしゆうへん せま どうろ つうこう こんなん しやう
加えて、今後、降雪等の天候の悪化にともない、学校周辺の狭い道路での通行にいつそう困難が生じる
ことが予想されます。また、せいと とうこうじかん ちいきじゆうみん しゆうきんじかん しゆうへんきぎやう しぎやうじかん かさ
よそう
ことが予想されます。また、生徒の登校時間と、地域住民の出勤時間や周辺企業の始業時間が重なって
いるため、がっこうしゆうへんどうろ つうこう ししやう せいと とうげこう そうげい かん ようぼう れいねん がっこう おお よ
がっこうしゆうへんどうろ つうこう ししやう せいと とうげこう そうげい かん ようぼう れいねん がっこう おお よ
せられています。学校としても、ごせんし りやう ほんちやうどお がっこうちやうどお とう とほ
がっこう せんと おお じどうしや せつしよくじ こう しんばい
で登校している生徒も多いことから、自動車との接触事故等を心配しているところです。

ほごしや かてい みなさま ねんどはじめ ぶんしよ ねが せいと
保護者、ご家庭の皆様におかれましては、すでに年度初に文書にてお願いしたことでありますが、生徒
とうげこう がっこうしゆうへん こうつうじゆうたい かんわ ほこうしや せいと あんぜんかくほ はか げんそく りめん
の登下校については、学校周辺の交通渋滞を緩和し、歩行者・生徒の安全確保を図るために、原則、裏面

とお きよりよく ととも せいと かにい しどう ねが もう あ
の通りにご協力いただくと共に、生徒にもご家庭でご指導くださいますよう、お願い申し上げます。
せいと い か よ あんぜん つうがく こころ が
生徒のみなさんも、以下をよく読み、安全な通学を心掛けてください。

記

【保護者・ご家庭の皆様へ】

- 1 か の う かぎ と ほ こうきようこうつうきかん りよう とうこう
可能な限り、徒歩あるいはバスなどの公共交通機関を利用して登校させてください。
- 2 こうつう じ こ ふせ じかん も とうこう
交通事故を防ぐため、時間にゆとりを持って登校させてください。
- 3 とうこう じ え じかようしや せいと ばあい しょうてんがい とお こうしや がつこう と ほ
登校時、やむを得ず自家用車で生徒を送る場合には、商店街の通りで降車させ、学校までは徒歩に
よる登校とさせていただきます。
- 4 やむを得ず生徒を自家用車で送迎される場合には、学校周辺の道路では、定められた法定速度（時速
30km以内）を守ってください。「保護者の方の運転する車の中に法定速度を超過している車がある」
との苦情が、学校に寄せられています。また、歩行者優先の原則を遵守してください。
- 5 けんこう じょうたいとう え がつこう おく ひつよう ばあい しゅうへんどうろ こうしや
健康状態等により、やむを得ず学校まで送る必要がある場合には、周辺道路での降車はさせずに、
こうもん がつこうしきちない はい こうしや
校門から学校敷地内へ入り、降車してください。
- 6 がつこうしきちない こうしや ばあい いてほうつうこうろ はくせんない ていしや せいと こうしや
学校敷地内で降車する場合は、必ず一方通行路（ロータリー）の白線内で停車したうえ、生徒を降車
させていただきます。ロータリーから外れて生徒玄関前に停車して生徒を降車させたり、駐 車 場 に停車
して生徒を降車させたりすることは、絶対にしないでください。事故の原因になります。
- 7 がつこうしゅうへん しゅうち しやりよう しんにゆう ちゆうていしや こうさてん ほうこうてんかん ぜつたい
学校周辺の私有地への車両の侵入・駐停車、および交差点での方向転換は、絶対にしないでくださ
い。事故の原因になるため、学校へ苦情が毎年寄せられています。

【生徒のみなさんへ】

- 8 と ほ とうこう ばあい がつこうしゅうへん どうろ かがわ ろそくたい はくせん うちがわ ある かがわほこう
徒歩で登校する場合は、学校周辺の道路では、片側の路側帯（白線の内側）のみ歩く「片側歩行」を
かなら まも はくせん こ どうろ ひろ ある どうろ りやうがわ ろそくたい ある
必ず守ること。白線を越えて道路いっぱい広がって歩いたり、道路の両側の路側帯を歩いたりしな
いこと。

たんどう せいとしどうしゆじ
担当 生徒指導主事

星野 信明

Tel: 0250-58-6003

Fax: 0250-58-1142